

I 償却資産とは

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課税されない方が所有されているものも含まれます。)をいいます。

2. 業種別の主な償却資産

業種	課税対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装・内部造作等、看板(広告塔・袖看板・案内板・ネオンサイン)、自動販売機、舗装路面、ブラインド・カーテン等、LAN設備、その他
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、その他
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機、その他
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の課税対象となっているものを除く)、大型特殊自動車、発電機、その他
娯楽業	パチンコ機、パチンコ機取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場設備、その他
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、その他
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものを含む。)、日よけ、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置・手術機器・歯科診療ユニット・ファイバースコープ等)、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ポイラー、ビニール包装設備、その他
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、その他
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む。)、駐車料金自動計算装置、舗装路面、その他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立したキャノピー、防壁、地下タンク、その他
諸芸師匠業 貸衣装業	楽器、花器、茶器、衣装、その他
産業用太陽光発電 (出力10kW以上)	太陽光発電パネル、パワーコンディショナー、架台、架台基礎、その他

3. 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の申告対象となる資産を例示したものです。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構 築 物	構 築 物	受変電設備、予備電源設備、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備、太陽光発電架台基礎等
	建物附属設備	建築設備、内装・内部造作等 （「建築設備における家屋と償却資産の区分」をご参照ください。）
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。）、太陽光発電パネル・パワーコンディショナー等・太陽光発電施設用架台
3	船 舶	ボート、釣り船、漁船、遊覧船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、構内運搬車等、貨車、客車等
6	工 具、器 具 及 び 備 品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立等

4. 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

家屋の所有者と異なる者（賃借人）が貸しビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

家屋と設備の所有者が同一の場合に、以下のものは償却資産として評価します。

- 独立した機器としての性格が強いもの（例：受変電設備）
- 特定の生産又は業務の用に供されるもの（例：工場の動力源である電気設備）
- 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの（例：ルームエアコン）

	設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	床、壁、天井仕上げ等	○			◎
2	工場等の動力源である電気設備		◎		◎
3	ビル等における受変電設備、発電機設備、蓄電池設備		◎		◎
4	中央監視設備、電話交換機		◎		◎
5	電気設備（2、3、4に該当するものを除く）	○			◎
6	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
7	ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯		◎		◎
8	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外給水本管		◎		◎
9	給排水、衛生及びガス設備	○			◎
10	冷暖房及び通風設備又はボイラー設備（工場等における生産設備であるボイラー等を除く）	○			◎
11	昇降機設備	○			◎
12	消火、排煙、火災報知設備	○			◎
13	エアーカーテン及びドア開閉装置	○			◎
14	金庫室の扉	○			◎
15	店舗造作、間仕切り	○			◎

II 償却資産の申告に際して

1. 申告していただく方

令和6年1月1日現在で山県市内に事業用の償却資産を所有されている法人または個人の方ですが、次の方々も申告が必要になります。

- (1) 償却資産を賃貸している方
- (2) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- (3) 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- (4) 償却資産を共有で所有されている方は、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員が連名で申告していただくこととなります。(例：3名で共有の場合は、山県太郎外2名となります。)

2. 申告の対象とならない資産

次の資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の対象となるもの(例：小型フォークリフト)
- (2) 無形固定資産(例：特許権、実用新案権、ソフトウェア等)
- (3) 繰延資産
- (4) 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した資産で、
 - ① 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの。(一時に損金算入しているもの又は、必要経費としているもの)
 - ② 取得価格が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

家屋と設備の所有者が同じ場合は、下記の表も参考にしていただき、区分が困難な場合は、市役所税務課資産税係償却資産担当までお尋ねください。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式、配電盤	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備	
	中央監視制御設備	装置一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力引き込み設備	引き込み工事	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線設備
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配線設備
	インターホン設備	インターホン機器	配線設備
	ＩＴＶ設備	受像機（テレビ）、カメラ	配線設備
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・機器類	配線設備
	火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置（感知器等）
給排水設備		特定生産又は業務用設備、屋外設備、引き込み工事	左記以外の設備
給湯設備		局所式給湯設備（湯沸かし器等）	中央式給湯設備
ガス設備		特定生産又は業務用設備、屋外設備、引き込み工事	左記以外の設備
衛生設備			設備一式
換気設備			設備一式
避雷設備			設備一式
空調設備		ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運搬設備		工場用ベルトコンベア	エレベーター、リフト、エスカレーター等
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備、寮・病院等の厨房設備	左記以外の設備
洗濯設備		顧客の求めに応じるサービス設備	左記以外の設備
その他の特殊な設備		簡易間仕切り、文字看板、袖看板、広告塔、カーテン・ブラインド、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、LAN設備、ゴミ置き場（簡易なもの）、POSシステム、株価表示板等、ろ過装置、避難器具、夜間金庫等	劇場等の舞台、幕、固定椅子、ルーバー、カウンター、造り付け家具

【参考】

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりとなります。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却期間の計算	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	<p>○建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制</p> <p>○定率法を選択した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%）」を適用 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は定率法（250%）」を適用 平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用 	<p>一般の資産は定率法</p> <p>※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定</p>
前年中の新規取得	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却、割増償却の制度 （租税特別措置法）	制度あり	制度なし
増加償却の制度 （所得税・法人税）	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価